

天災は忘れたころにやってくる

古代（奈良・平安時代）の九月は曆の上では秋の終わりを意味しますが、農事の面では収穫に関わる多忙な時期でした。新曆では十月十一日から十一月九日頃に当たります。この時期は、落穂拾いや稲干し・籾干しなどにも時間と労力がさかれたことでしょう。

古代の納税方法でもある米の取り扱い、収納方法には穎稲と穀稲の二種類がありました。穎稲とは稲穂のまま穂首狩りし、干して倉に収納する方法です。穀稲とは、現代のように米粒にして倉に収納する方法を言います。これらを収める郡の役所には「正倉」と呼ばれる高床式の倉庫が十数棟並んでいました。JR石橋駅東口の付近で確認された推定河内郡衛の多功遺跡や駅から北東へ約3kmの国史跡上神主茂原官衙遺跡でも複数の倉が確認されています。一旦、郡の倉に納められた税は、郡の歳入以外は国府の倉へ運ばれ、さらに下野国府から平城京へと（国税として）運ばれて行きませんでした。決まりでは下野国から平城京まで、東山道経由で三十五日以内に運ぶこととなっていました。国府にも複数

の倉が設置されており、これらの複数の正倉は、「動倉」と「不動倉」とに分かれていました。動倉は通常の税の運用収支のために使われる倉で、「不動倉」は、災害時や飢饉などの天候不順に伴う非常用備蓄倉庫として使用されました。この時代、気象衛星も無く災害を予測することは困難でした。当時の人々にとって災害予兆は将に神業的なことだったのでしょう。

九月一日は防災の日ですが、昭和三十五（一九六〇）年に大正十二（一九二三）年の関東大震災を忘れないよう、当時の国土庁（現在の国土交通省）で制定されました。南河内町史近現代編には、現在の下野市域でもこの日七回の余震を体感したことが記録されています。

また、歴史上九月は、台風による大きな被害の発生した月でもあります。明治三五（一九〇二）年九月には、房総半島から足尾方面にかけて台風が通過し、栃木県でも二百名を超す犠牲者が出てしまいました。この時、中禅寺湖に土石流が流れ込み、3mを超す高波によって神橋と大谷橋が流失し、神

橋の擬宝珠が鬼怒川右岸の吉田地区に流れ着いたとの記録があります。

また、筑波山では最大風速七二mが観測されています。この被害で日光道中小金井宿（新庁舎建設地付近）の杉並木が倒れたという伝聞があることを昨年度の新庁舎建設に伴う発掘調査の際、付近の住民方からお伺いしました。さらに新庁舎建設に伴う発掘調査で

はいつものものがわかりませんが、かなりの大木が北側に根こそぎ倒れた「風倒木痕」が確認されました。根の規模は直径四mもあるような大木で、恐らく数千年以上前のものと思われる。北側に倒れていることから台風によるものかもしれません。

下野市は大きな自然災害の少ない住みやすい街ですが、寺田寅彦先生の言葉のように、歴史は自然に対し決して油断してはいけないことを教えてくれます。

参考文献 『災害に学ぶ』中央防災会議 災害教訓の継承に関する専門調査会編「風水害・火災編」

下野市教育委員会 文化課

